

第4次基本方針策定に係る意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

1. 文化審議会への諮問を踏まえた総合的な文化芸術の振興のための方策、方向性等

○審議事項（1）および（5）対応として

①中期的課題として、文化省の設置を求めます

今日、文化芸術に期待されている役割は、文化芸術が本来もつ価値が広く国民に享受されることにとどまらず、地域社会の活性化や諸問題解決の契機の提供、教育や医療・福祉への応用、文化産業としての発展、観光資源としての活用、国際交流、パブリック・ディプロマシーにおける役割など、多岐にわたっています。とりわけ2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、文化国家として文化政策の充実が望まれる時期でもあります。これまでの文化庁における文化行政は文化財保護と芸術支援が核であり、今日的な文化政策課題への対応も随時行われてきましたが、文部科学省は当然のことながら、総務省、厚生労働省、経済産業省、観光庁、外務省など各省庁も文化にかかる諸施策を担っており、他省庁との連携が重要な課題となっています。文部科学大臣が掲げる「文化芸術立国」を確立するためには、連携強化は急務であり、広範囲におよぶ総合的な文化政策の統括責任をもつ文化大臣のもと、文化省の設置が必要です。

②文化芸術にかかる情報収集、データベース化、文化統計の整備を

当協議会では、わが国の多様、多彩な日本の実演芸術の実態を数字で把握しようと試み、3度にわたって『芸能白書』を刊行しましたが、実演芸術団体の実態や劇場等による実演芸術の供給の状況を継続的に捉えた統計は限られており、多様な実演芸術の実態を数値的に捉えることは困難で、一法人として行うには限界があり継続は断念せざるを得ませんでした。現在、社会生活基本調査や経済センサスなど、政府統計の一部に活用できる部分はありますが、芸術分野別の分析は難しく、地方公共団体や芸術関係者など、文化政策にかかわる人々が共有しやすい形で提供されてはいません。実演芸術団体の経営分析や活動状況の集積、鑑賞機会の供給と需要の状況などが十全に把握されることにより、より効果的な芸術団体支援が可能になると考えます。文化芸術振興基本法の成立以後、文化芸術の社会における役割への認識は高まり、文化政策に期待されるところが広がり、かつ文化庁予算の効果的な支出が望まれています。文化政策の評価に重要であるはずの文化統計の整備は、文化政策の土台であり、早急に取り組み、かつ継続すべきことと考えます。

○審議事項（１）および（２）、（３）の対応として

③日本文化の発信拠点の整備を～「和の空間」の設置を未来に向けて、観光に活かす～

2020年には東京でオリンピック・パラリンピック開催が決まり、スポーツだけでなく、文化芸術の祭典としても期待されています。東京では歌舞伎、能、邦楽、邦舞、落語など、多彩な伝統芸能の公演が行われていますが、どこでどのような芸能に触れることができるのか一般に分かりにくい状況にあります。また、もともと伝統的な和空間で育まれてきた芸能に相応しい公演場所は限られており、継承や発信がしにくい状況にあります。邦楽や邦舞などの伝統芸能に相応しい拠点の設置が切望されています。そして日本の実演芸術を観光資源として活用する一環として、また、次世代に向けて文化継承のためにも、総合的な情報発信、体験機会を提供する場としくみの創設が必要です。

○審議事項（２）について

④子どもの芸術体験機会の拡充のために

～地域ごとに教育関係者と芸術関係者の連携を促し、体制づくりを

劇場法の第十五条に「国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする」とありますが、現状では地域差や学校差が存在しており、どのような地域でも、学校教育において実演芸術の体験機会を提供できるようにすることは喫緊の課題です。

歴史的に、実演芸術の鑑賞教室は、学習指導要領で必須とされてこなかったにも関わらず、その重要性を認識してきた教員や実演芸術団体の努力により、広範囲の学校で取り組まれてきました。しかしながら、教師の世代交代や小規模校の増加など複合的な要因から、学校独自で体験機会を持つことは困難になりつつあります。一方、文化庁事業として提供される体験機会は評価されてきたものの、国の事業を全国的に行きわたらせることを期待するには無理があります。地域ごとに多様な取組みが工夫されるべきですが、それには、学校関係者、教育委員会、実演芸術団体、地域の劇場音楽堂等などが連携し、実演芸術の体験機会の提供とその質の充実に向けて、情報を共有していくことが不可欠です。「芸術と教育フォーラム」（仮称）を地域ごとに開催し、あらゆる子どもたちが少なくとも年1回は実演芸術に触れられるという目標が各地で達成されるように、地域ごとに体制づくりが必要です。国は、直接の機会提供だけでなく、情報提供や側面支援、劇場活性化事業等を通して、自治体や教育機関が取り組みやすい環境づくりを促進すべきです。

また、鑑賞機会の提供だけでなく、子どもたちの創造性を伸ばし育む教育の実現のために、芸術家やコーディネーターの活用に関する情報交流を促進したり、相対的に触れにく

くなっている伝統芸能や地域の民俗芸能などを、学校教育の場で扱う時間を確保する体制づくりも必要です。

2. 特に芸術文化団体への支援方策等について、基本方針に記載すべき方策、方向性等

(可能であれば、短期的な事項と中長期的(5年程度)な事項に分けて御記載ください。)

○短期的な課題として

1) 全国で多様な実演芸術の創造が行われ、あらゆる人々が享受できるように

①助成システムの改善と芸術団体助成額の増額を

～分野別対応や対象費目の見直しを可能にする専門助成機関の強化へ

第三次基本方針により、文化庁補助金は従来の収支差額の一部補てんから対象経費補助に見直され、団体の努力によって経営に余裕が生まれる制度となりましたが、対象経費に占める補助率が低下し、実質的にはほとんど改善されていません。一方、芸術文化振興基金の助成は従来どおり収支差額助成のままです。さらに事業にかかる制作人件費などの経費が対象とならないなどの問題があります。

わが国の実演芸術は分野ごとに異なる発展の歴史を持っており、観客・聴衆の広まり方も、課題も異なります。よって芸術文化団体および劇場、音楽堂等、実演芸術を創造し公演する組織への助成は、芸術分野や組織形態、実績や機能、活動規模などの違いに応じてきめ細かい対応が必要です。すでに分野により一部助成対象基準や費目に異なる対応がとられている部分もありますが、基本方針の見直しを機に、分野ごとの助成政策の確立が必要と考えます。さらに基幹的な役割を果たしている芸術団体の場合は、単年度主義を超えて中長期の事業計画が可能な助成のしくみも必要です。

そのような対応を可能にするために専門助成機関の機能を強化し、芸術団体等の自主性を活かす助成制度へ拡充させるべきと考えます。基幹的団体への恒常的な支援と芸術文化団体や事業を育成する観点からの支援を分け、助成の枠組みを重層化したり、助成対象事業、対象経費や助成額の算定方法などの抜本的見直しを図るなどして、より実状に即した助成を実現すべきです。

中長期的には、日本芸術文化振興会基金部を独立した専門助成機関とし、専門性を高めていく一方、文化庁は政策官庁として総合的視点で政策課題を織り込みながら定期的に助成施策の評価を行いながら助成の仕組みを改編し、助成制度をバックアップしていく立場に徹するよう役割分担を明確化していくことが必要と考えます。

②劇場音楽堂等と実演芸術団体の連携の促進

全国的視野で実演芸術の振興を考えた場合、芸術団体は大都市に集中し、人々が実演芸術に触れられる機会に格差があるのが現状です。劇場音楽堂等活性化法の立法趣旨のひとつに、東京一極集中の緩和が挙げられています。この課題解決には、芸術団体と劇場等との連携の促進、活性化、拡大が重要な施策となります。

現在、劇場音楽堂等活性化事業では、共同制作、ネットワーク事業が助成対象となっていますが、連携の重要性を示して促進するためには、劇場等の活性化の観点だけでなく、全国的な実演芸術振興の観点から実演芸術連携促進事業として再構築する必要があります。

劇場等の企画応募を基本とする現状の支援手法では、企画提案力の弱い劇場音楽堂等からは申請が上がりやすく、大都市圏との環境の差を埋めることが困難なままです。芸術団体との連携を推奨し、本拠地、準本拠地契約を結ぶことを要件にして助成額に反映させたり、一部の分野でしか取り組まれていない共同制作のさらなる推奨策を講じたり、巡回公演を促進する劇場音楽堂等ネットワーク構築支援事業の予算額を格段に増額するなどの見直しが必要です。

③芸術文化の基盤整備

文化庁支援事業の幅が広がり、芸術団体にとって選択肢が増えているように見えますが、その実、実演芸術を創造する個々の芸術団体では解決できないような、芸術文化環境の基盤整備をはじめ、支援事業の対象となっていない課題がなかなか解決されないというきらいがあります。

芸術活動の基盤整備については、分野ごとの統括団体や目的別の非営利組織が一部取り組んできていますが、公的支援が十分でなく十全に実現できていないといえます。統括団体等が行う以下のような事業を強化していくことが必要です。

即ち、(1) 芸術活動の情報データベース、各種アーカイブの構築、(2) 芸術分野ごとの課題にかかる調査研究と解決のためのモデル事業の実施、(3) 統括団体の基盤強化に資するハード面やストックの充実などを含む支援策、(3) 統括団体が行う専門的人材育成、人材交流のための事業、(4) 国際会議、国際フェアなどの開催と関係者招へい、海外の国際会議等への参加、(5) 障がい者等、芸術文化の享受、参加に特別支援を要する人々への補助導入、(6) 著作権思想の普及や海外への日本文化発信など、芸術文化創造活動の広がりに伴って必要な情報提供や啓発的活動など。

なお、このような統括団体が行う基盤整備事業に従事する人々の専門性を評価し、中間支援組織として活用していくことを考え、支援事業費の対象費目に事業にかかる人件費を適切に見込んでいくことが不可欠です。早急な見直しを要望します。

④国内研修制度の復活と海外との専門人材の交流を含む現職者研修の充実を

文化庁の新進芸術家海外研修制度は、これまで多くの芸術家等の研修に活用されてきましたが、海外ではなく国内の異なる組織、環境での学びが重要な場合も多々あります。かつて国内研修制度があった時期がありましたが、まずはその復活が必要です。

また新国立劇場がオペラ、バレエ、演劇についての養成・研修を行ってきましたが、場の確保や体制充実が課題です。国立劇場の建替計画を機に、伝統から現代舞台芸術までの人材養成・研修の連携と拡充を図り、研修環境を整える方策が必要です。

さらに、文化庁が行う海外派遣と、国際交流基金などが担ってきた人材交流事業などが別々に行われるのではなく、海外から招へいする芸術分野の専門家と海外へ出かける専門家の双方向の動きを活性化させ、人材交流と研修を支えていくしくみが必要です。

なお、2020年を目途に、日本の文化芸術情報の拠点となり、短期滞在から長期研修まで、現職者の専門研修、アーティスト・イン・レジデンスなどの受け入れや派遣の窓口となり、実演芸術団体や劇場等とも連携して専門的人材の交流と研修を支える機関（仮称・実演芸術連携交流センター）の確立へと発展させることが必要と考えています。特に、国内外のプロデューサー、ディレクターなどの要となる人材が交流することが、地域の企画力を増し、国際交流、文化外交を発展させる土台となります。そして、統括団体や劇場、音楽堂等が地域において専門的人材の養成・研修を行う際のパートナーとして、国内外の専門人材の研修情報が集積されるハブとなっていくことも期待されます。

3. その他基本方針に記載すべき芸術文化振興方策、方向性等

（可能であれば、短期的な事項と中長期的（5年程度）な事項に分けて御記載ください。）

①国は総合的視点から、施策の手法再検討を

第三次基本方針の「2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項」において言及されているながら、「(1) 横断的かつ総合的な施策の実施」は具体的な対応策がとられるというよりは、政策目的ごとに支援施策が分かれ、むしろ細分化の傾向にあると思われれます。また「(2) 計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルの確立等」においては、事業ごと年度ごとの評価は広範囲で行われるようになってはいますが、事業評価にかかる時間、コストへの負担感が増している一方で、国全体では、地域では、分野ではどうなのか、総合的視点からの施策、政策評価が不足しているのではないかと考えられます。経年変化を加味し、適切な評価手法への改善が望まれます。

さらに「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」の項で、「支援の在り方の抜本的見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら」とありましたが、抜本的見直しという言葉に見合うような改善には至っていません。文化

芸術振興の理念に立ち返り、芸術団体等の組織が専門性を発揮して活動を拡大していけるよう、国の芸術振興施策を再編成すべきではないでしょうか。その際に民間の芸術団体や統括団体の力を活用することを主眼とし、いくつかの政策目標を複合的に実現していくよう、個々の主体が活動しやすい環境づくりを念頭に施策の改善が図られるべきと考えます。

②地域における文化芸術振興と拠点となる「場」の充実

第三次基本方針で「国と地方の適切な役割分担を図りつつ」施策を講ずるとされていましたが、適切な役割分担についてのコンセンサスづくりが進んでいないと思われます。地域ごとの特性を考えると、地方公共団体がそれぞれに文化芸術振興計画を策定することが推奨されるべきです。一方、国は、地域間格差の是正のように地理的要因を踏まえ総合的視点で対応すべき課題があります。国として優先的に取り組むことと地域が主体的に進めることを明確にし、現状把握と課題の抽出を踏まえ、議論の発展と具体的な対応が望まれます。

なお、劇場、音楽堂等の中には施設、設備の老朽化が進んで大規模改修を必要としながら、改修費の捻出が難しく、休館や廃館に追い込まれるところも出ているということです。バリアフリー化や舞台機構の高度化などが求められる昨今、地域の劇場等が安全で開かれた実演芸術拠点として機能できることは重要です。施設の維持、改修は原則的には設置者の責任ですが、地域の文化芸術振興計画の中で、拠点的役割を担うと位置付けられた施設には国からも改修費等への財政的補助が必要な場合があるのではないのでしょうか。市民が日常的に実演芸術に親しめ、創造活動が継続的に行える「場」が身近にあることが、あらゆる人々が文化芸術を享受することができる環境づくりの基盤です。

③経済、社会的弱者など文化芸術を享受しにくい立場の人への対応を

子どもや高齢者などに文化芸術に触れる機会を創出することの重要性については、これまでも言及されてきましたし、さまざまな社会の課題に文化芸術の力を応用していく試みや、障がい者や、経済的、社会的要因から文化芸術に触れにくい立場にいる人々への対応が求められるようになっていきます。ハード面でのバリアフリー化は進んでいますが、ソフト面で必要な種々の補助については、ボランティアに任されていて広範囲には取り組まれていません。国は、地方公共団体、劇場、音楽堂等やさまざまな芸術団体等と連携しつつ、このような弱者の文化芸術への参加を促進する取組を奨励する政策を進めるべきと考えます。これは、東京オリンピック・パラリンピックに向けて文化的環境を整える際に十分に考慮されるべき観点でもあります。

